

薬生食輸発0330第1号  
令和5年3月30日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

### 食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記について、令和5年度における取扱いを下記のとおりとしますので、御了知の上、関係事業者への周知方よろしく申し上げます。

#### 記

##### 1 実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

##### 2 検査命令の対象及びその内容

別添1に定める対象国・地域かつ製品検査の対象食品等について、輸入届出の都度、輸入者に対して、別添1に定める内容に従い、登録検査機関の行う製品検査を受けるよう命ずること。

なお、別添1に定める条件のうち、検査命令の実施に係る別途指示については別添2の1、検査命令の免除に係る別途指示については別添2の2、証明書等の様式については別添3に示すとおりとする。

##### 3 その他

本通知により示した検査命令の対象食品等以外であって、輸入届出の審査の際に検査を命ずる必要があると判断された場合にあっては、検疫所業務課を通じて当室あて照会すること。